

令和2年度第20回庁議提案 審議・報告・その他  
 提出日：令和3年1月27日  
 担当部・課：福祉部 保護課〔内線2496〕

① 件名
住居確保給付金支給事業の支給期間の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、昨年4月から支給要件の緩和等がなされ、支給期間についても、今年度申請分については最長で9か月間を支給できるとされていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、昨年12月に支給期間が最大で12か月まで延長できることが閣議決定され、同月に生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令が公布された。</p> <p>【目的】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の住居の安定確保を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）      生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）      石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱（平成27年告示第142号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>＜総合計画＞ 第4章 安心して健やかに暮らせるまち      第1節 お互いに支えあい生活できる仕組みを構築する      2 生活保護制度等を適正に運用する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和2年 4月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（年齢要件の撤廃、及び経済社会情勢の変動による収入減も支給対象とする）      7月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（算定家賃額の変更）      12月 閣議決定（11日）      生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第209号）      公布（25日）</p> <p>令和3年 1月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（支給期間の延長等）      石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱の一部改正、施行</p>
⑤ 主な内容
<p>・支給期間の延長について</p> <p>原則3か月間（最長9か月間）としていた支給期間について、今年度中に新規申請した世帯については、延長を3回までとし、支給期間は最長で12か月間まで可能とする。</p> <p>ただし、支給期間の再々延長（10か月目から12か月目）については、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 資産要件 支給期間（再々延長）の世帯については、所有する金融資産の合計額が基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）以下であること。</p>

世帯の人数	基準額 (円)	金融資産合計額 (円) ※上限額50万円
1	80,000	240,000
2	119,000	357,000
3	144,000	432,000
4	169,000	500,000

(2) 求職活動要件 (以下の要件を全て満たすこと)

- ①ハローワークへの求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談
- ④月に2回以上のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

**⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)**

**【影響・効果】**

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の住居の安定確保及び就労の促進が図られる。

**【市財政への負担】**

現計予算内で対応

**⑦ 他の自治体の政策との比較検討**

全国自治体で同一の内容で実施

**⑧ 今後の予定及び施行予定年月日**

**⑨ その他**